

身体障害者補助犬法の成立報告

- 議員立法提出者代表として -

(成立報告)

4月3日の衆議院厚生労働委員会における提案理由説明から審議・採決を経て、5月22日参議院本会議にて全会一致で可決成立致しました。なお、この際、衆議院厚生労働委員会にて、補助犬の遺伝性疾患についての検討会を厚生労働省内に設置することとする付帯決議が全会一致で提出されました。

(提案理由)

身体障害者補助犬により自立と社会参加を果たすことが可能となる身体障害者は多く、その普及には社会的受け入れ体制の整備と良質な身体障害者補助犬の育成体制の整備が不可欠であります。また、米国を初めとする国々では、身体障害者補助犬の同伴による社会参加を障害者の権利として保障する法律があると承知しております。

しかしながら、我が国においては、五十年近い歴史を持つ盲導犬でさえ道路交通法による規定しかなく、宿泊施設や飲食店で同伴を断られる事態が頻繁に生じております。また、介助犬及び聴導犬については、法的な位置づけがなく、ペットと同様に扱われるため、公共的施設への同伴が困難になっているほか、その犬の質を担保する制度もなく、身体障害者の自立及び社会参加に支障が生じております。

そこで、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要があります。

(審議内容)

審議の中では、補助犬、とくにこれまでは育成に対して公的助成がなかった聴導犬、介助犬についての予算措置や、盲導犬を含めた補助犬の再訓練、管理費や獣医医療費についての助成制度についての質問があり、厚生労働省から、平成15年より聴導犬、介助犬についても盲導犬と同様の助成制度を創設することを検討する旨の答弁がありました。また、法律が実効性の高いものとなるためには周知徹底のための啓発が重要であり、これについても政府として積極的に取り組む所存との答弁がありました。他には、訓練士の資格や養成の重要性について、認定基準の内容と基準作りの方向性、指定法人の可能性、特に事業者が社会福祉法人になるための資産要件の緩和及び、既存の法人との連携や合併による指定の可能性について、実態把握のための窓口の設置の必要性などについて審議が行われました。

(厚生労働省令に定めるものの内容)

本法を運用するに当たり、厚生労働省令に委任されている内容には、次のようなものがあります。

- ・ 第五条による聴導犬、介助犬訓練基準
- ・ 第十二条による補助犬である旨を明らかにする表示及び、公衆衛生上の危害を生じさせるおそれのない旨を明らかにするための書類の内容
- ・ 第十五条及び第二十条による、補助犬の種類ごとの認定基準と指定要件などの必要な事項

(課題)

本法が、趣意のとおり多くの障害者の社会参加に寄与し、良質な補助犬の育成普及に効力を発揮するためには、実効力のあるものとして運用されることを立法者として責任を持って見届けなければならないと考えております。

これらの省令のうち、訓練基準については、すでに厚生労働省内に検討会が設置され、介助犬はすでに終了し、聴導犬も検討会が開始されたと聞いております。受け入れ側としては最も重要となる、表示の方法については、付則第三条により認定による表示の制限に2年間の経過措置があることから、正式に認定された補助犬との区別が明瞭になるものを考慮する必要があると考えられます。そしてその上で、どのような表示方法になるのかを広く周知徹底させなければなりません。これについては、予算措置も含めた啓発方法の検討を政府に求めていきたいと思っております。

本法の最も重要なポイントとなります。認定基準ですが、聴導犬、介助犬については審議の中でも議論があり、認定基準策定委員会の設置の検討が必要では、との指摘もありました。さらに零細な事業者が本法の認定のための指定法人の要件となる社会福祉法人になることが困難であることから、資産要件の緩和についての要望があります。指定要件につきましては、未だ厚生労働省内で検討中のようにありますので、立法者としても省内で検討している内容について把握し、意見を申し上げたいと思っております。本法では、聴導犬、介助犬については訓練事業者は、法人に限定されず個人が行うことも可能となっておりますので、法人格を有するか否かのみが認定の可否を判断するものではなく、認定法人が責任ある、公共性、公益性の高い業務を遂行できるような指定要件を設置し、安定的・継続的に運営していくことを念頭に検討を進めるべきと考えます。これらの認定基準及び指定要件については、本法の要諦であり、身体障害者補助犬の認定業務の社会的必要性と責任に鑑み、訓練事業者の実態や、当事者の声を踏まえて、必要にして十分なハードルを設置することが必要であると考えております。特に、介助犬については、使用者の障害の特性から、認定には肢体不自由者更生訓練の専門機関との連携が必要であると考えられます。訓練基準検討会報告で専門職種との協力体制の確保が唱われており、合同訓練を行う訓練者はリハビリテーションの基礎知識を有することとされていますが、実態に鑑みるとこれは大変困難なことから、リハビリテーションセンターや更生施設などの専門機関が合同訓練や適合判定といった訓練の一部を担うことで適切な認定業務を行うことが可能となると立法者としては考えております。こういった点も厚生労働省に具体的に提案しながら省令の内容について検討を進めていただきたいと思います。

本法律は当事者の声を受けて、障害者の社会参加に寄与することを念頭に提案されたことを忘れず、障害者に安全で、利便性の高い補助犬の供給体制が取られるようなシ

システムの構築を目指したいと思います。

また3年後の見直しに備えてしっかりと実態把握をしてより有効なものとするため、議員の会として活動を継続していくことと致します。

(概要説明)

- 1、 この法律において、身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうものとしております。
- 2、 身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつつ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならないこととしております。
- 3、 施設等における身体障害者補助犬の同伴等についてですが、まず、国等が管理する施設等、公共交通機関、不特定多数の者が利用する民間施設につきましても、管理者は、身体障害者補助犬の同伴等を拒んではならないこととしております。次に、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならないこととしております。
- 4、 指定法人による同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定制度を創設することとしております。
- 5、 その他、身体障害者補助犬の使用に係る適格性、身体障害者補助犬についての表示、行動管理、衛生の確保等につきましても定めることとしております。
- 6、 この法律は、平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定は平成十五年四月一日から、不特定多数の者が利用する民間施設に係る身体障害者補助犬の同伴に関する規定は同年十月一日から施行することとしております。